

# ハンセン病元患者等の人権

6月22日：  
「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」(国)  
6月22日を含む日曜日から1週間：  
「ハンセン病問題を正しく理解する週間」(県)

ハンセン病問題について学ぶ機会を得ました。今までも学んできましたが、今回の一番の目的は、地域の方々や小学生にも知ってもらうことです。

講演会では、ハンセン病の歴史、実際にあった差別について知ることができました。私たちは、事前に調べていましたが、まだまだ知らないことも多く、驚いた点や悲痛な点がありました。

心の中では、「差別は良くない」と思っている、自分に降りかかってくると差別をしてしまいます。人間というものは、差別をしてしまうものです。

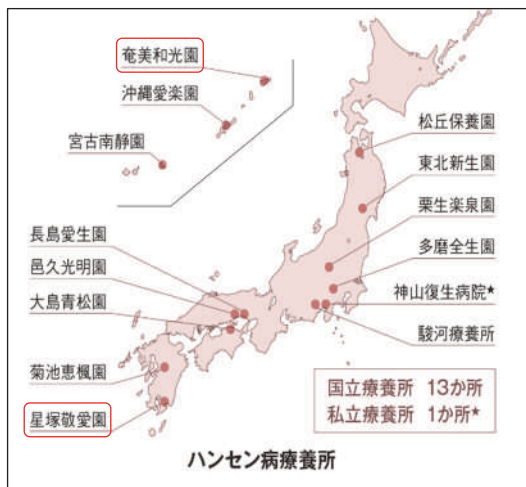
しかし、一人一人が理解していれば、未然に防げる「差別」というものもあると思います。だからこそ、私たちが学び、伝えることが大切なのだと考えます。

<人権学習会に参加した中学2年生の感想から>

## ■ ハンセン病について

### 【ハンセン病とは】

- らい菌という細菌による感染症の一種です。
- らい菌は、感染力が弱く、うつりにくい病気です。たとえ感染しても発病することはほとんどありません。
- ハンセン病は、早期に発見し、適切な治療を行えば、顔や手足に後遺症を残すことなく、治るようになっています。



入所者総数	(14か所)	812人
国立療養所	(13か所)	810人
私立療養所	(1か所)	2人

(令和5年5月1日現在)

本県には、星塚敬愛園と奄美和光園の2療養所があります。入所者の高齢化が進んでいることから、ハンセン病問題を語り、子どもたちに正しい認識を引き継ぐことが大切です。



鹿児島県作成パンフレット「ハンセン病問題を正しく理解するために」を基に本課作成

## ■ ハンセン病元患者をめぐる現状

- 国の長期間にわたる強制隔離政策により、入所者の多くが家族や親族等との関係を断たれた。
- 入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も、療養所に残らざるを得ない。
- 現在も、元患者やその家族等に対する偏見や差別が続いている。

## ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法） （平成 21 年施行）

ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な福祉の増進や名誉回復のための支援等が定められました。令和元年に一部改正され、ハンセン病元患者等の家族についても「地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備を行うこと」が明記されました。

## ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律 （令和元年施行）

前文で、「ハンセン病元患者家族等も、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである」と規定されています。

### 学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

#### ■ 学習で大切にしたいこと

①ハンセン病とは？：感染力が弱い「らい菌」による病気なのに、なぜ隔離政策で差別が助長されたのか

正しく知らないことが、偏見や差別につながることを理解する。

②隔離政策と抑圧の中を生きてきたという事実に向ける：人間として生きるとは？

生きる勇気や困難の中をどう生きるかについて追究する。

③ハンセン病元患者の人たちと社会とのつながりを考える：人と関わることの価値

学級や友達との関係を見つめ、自分の生活をよりよくしていく。



ハンセン病問題について、国の責任や歴史的経緯等を学ぶとともに、患者・元患者や、その家族の思いや願いについても念頭におき、学習の充実を図ることが必要です。

授業後の児童生徒の受け止めも確認して、ねらいを達成できなかった場合は、補充学習を行うなどして、正しく理解できるように留意してください。

#### ■ こんな資料があります



鹿児島県作成のパンフレットとDVD



法務省啓発動画



厚生労働省パンフレット



#### ■ 療養所を訪ねてみませんか

県では、例年夏休み中（8月）に親子療養所訪問を実施しています。

入所されている方との交流を通して、長い間の誤った隔離政策による人権侵害の体験談から、偏見や差別のない社会の大切さや生き方を学ぶ貴重な機会です。

# 犯罪被害者等の人権

11月25日から12月1日までの1週間：  
「犯罪被害者週間」(国)(県)

## ■ 犯罪被害者について

犯罪は、それ自体が人権を無視した行為です。

犯罪被害者は、ある日突然、本人の意思とは無関係に、犯罪という理不尽な行為により命を奪われる、身体を傷付けられるといった直接的な被害を受けるだけでなく、その後には生じる様々な問題（二次被害）にも苦しんでいます。

誰もが、思いがけず犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者になる可能性があります。被害者となった人たちが置かれている状況や心情について、私たち一人一人が正しく理解し、自分自身に関わりのある問題として考えていくことが必要です。

そして、犯罪被害者やその家族が安心して暮らせるよう、社会全体で支えていくことが求められています。

## ■ 被害当事者の言葉から

- 孤独な時間に、何を語るでもなく、さりげなく一緒に過ごしてくれたり、自分の感情や思いを押しつけるのではなく、私たちの思いや話を否定せず繰り返し聞いてくれたりしたことがありがたかった。
- 思い込みで励ましたり、押しついたりするのではなく、「一人で抱え込まないで」、「何が必要ですか」、「何か手伝えることはありませんか」と私たちのペースを大切にしてくれ、意思確認してくれたことはありがたかった。
- 声かけのマニュアルはないと思います。自分が同じ立場になったときはどうかと想像力をはたらかせ、同情や哀れみではなく、一人の「ひと」として尊重してくれているかどうかだと思います。被害に遭うまでは、自分の足で立っていたし、これからもそうしたいのです。ただ、そのための支えは必要なのです。

「犯罪被害」についてともに考えるための手引き（岡山県県民生活部くらし安全安心課）から

## ■ 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のほかに、興味本位のうわさや心ない中傷により傷付けられたり、プライバシーが侵害されたりするなど二次的な被害を受けることがあります。犯罪被害者とその家族の人権に配慮することが必要です。

令和5年度版「人権の擁護」（法務省人権擁護局）から

## 犯罪被害者等基本法（平成17年施行）

### 第3条（基本理念）

すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

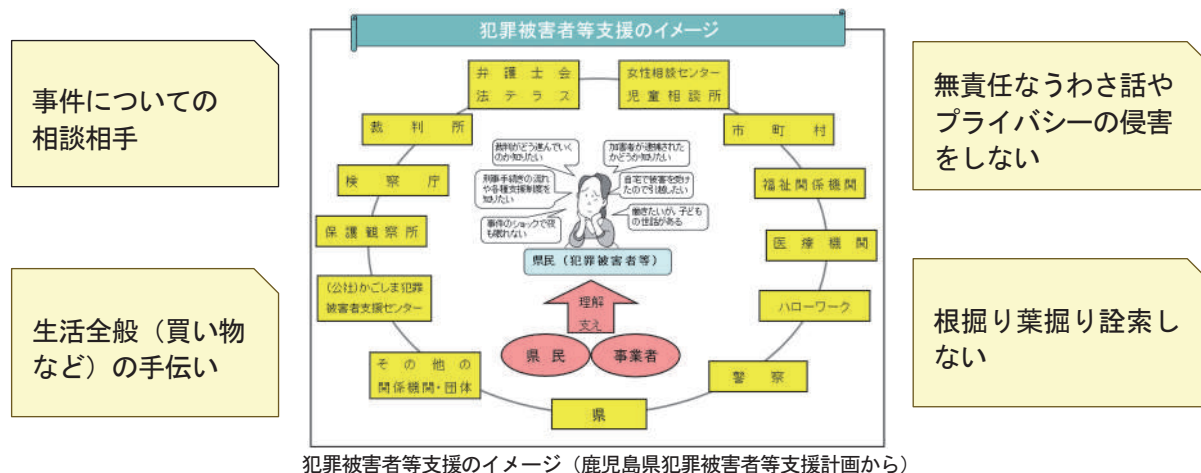
## 鹿児島県犯罪被害者等支援条例（令和3年施行）

### 第5条（県民の責務）

県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## ■ 身近な人が被害に遭ったら

被害に遭った直後は、多くの人が、気持ちが動転して何をするにせよいいのか判断できない状態になります。そんなとき、信頼できる周囲の人の支えが大きな助けになります。ただし、そっとしておいてほしい被害者等もいます。あなたにできることを探してみてください。



## 学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

### ■ 犯罪被害者等に関する児童・生徒向け啓発用教材の活用



周囲の配慮に欠ける対応などにより傷付いている犯罪被害者やその家族への関わり方を考え、他の人の気持ちを尊重して行動しようとする態度を育てるための資料です。(警察庁 犯罪被害者等施策推進室)

<指導の展開例>

- ① 資料動画を視聴する。
- ② 当事者の気持ちを考える。
- ③ 当事者の気持ちに配慮した対応を考える。



指導の展開例



動画

犯罪被害者  
等の人権

### ■ 犯罪被害者等に対する理解の促進

- ・ 犯罪被害者等に係る偏見や差別等のもととなる「不安」を解消するためにも、正しい情報を得る。
- ・ 不確かな情報に惑わされることなく、差別的な言動に同調しない。

### ■ 犯罪被害者等の家族が安心して通える学校づくり

- ・ M「見つめる」…………… 心や身体等にストレス反応として出ていないか、何かサインに気付いたら過小評価しないようにする。
- ・ o「思いをめぐらす」… 家庭との連携や他の教職員との連携も大切にする。
- ・ m「向き合う」…………… 一人で抱え込まず、チームで支える体制づくりを構築する。



犯罪被害者等の家族が安心して通える学校づくりを「Mom」で進めよう！

# インターネット上の人権侵害

## 南種子町立長谷小学校の取組から

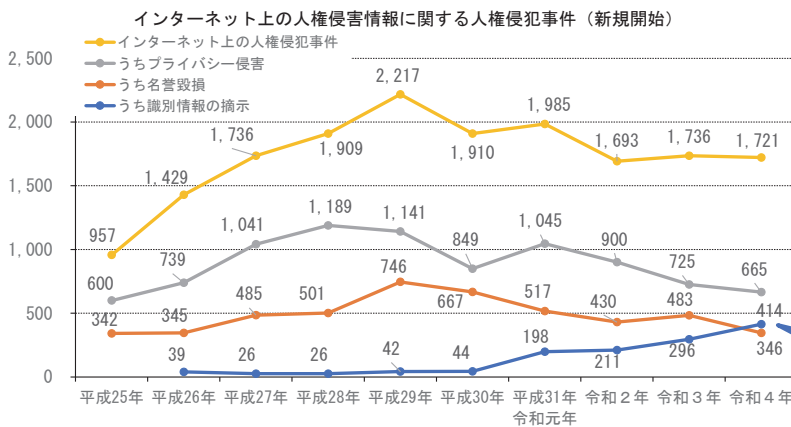
法務局が実施する「スマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室」で、インターネットの向こう側にいる相手のことを考え、ネット社会でも現実社会と同じように人間関係を構築し、自他を大切にすることについて学習を深めました。



周りの人のことを考えて使おうと思った。

「いいよ」の一言でも、読む人によって受け取り方が違うことが分かった。

## インターネット上における人権侵害の状況



令和4年 1,721件

インターネット上の人権侵犯事件の発生件数は、平成29年度をピークに高水準で推移しており、深刻な状況が続いています。

「識別情報の摘示」※は、過去最高となっている。

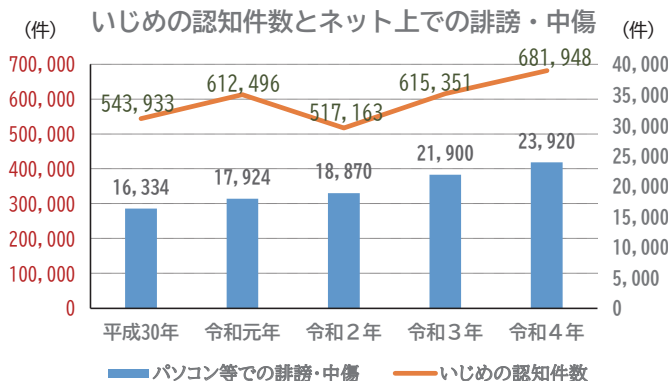
令和4年における「人権侵犯事件」の状況等について（法務省）

※ 特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘するもの

上記件数は、法務省の人権擁護機関に人権を侵害されたという申告等に基づいたものであるため、実際には相当数の人権侵犯事案が発生していると考えられます。

### 〈インターネット上の人権侵害事例〉

- 個人に対する誹謗・中傷
- SNS などによるいじめ
- 性的画像の搾取
- プライバシーに関する情報の掲載
- 外国人や同和地区（被差別部落）に対する差別的な書き込み
- インターネット上でのトラブルや犯罪による被害



パソコン等での誹謗・中傷は年々増加しており、令和3年には初めて20,000件を超え、令和4年には23,920件となりました。

「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」から本課作成

## いじめ防止対策推進法（平成25年施行）

第19条には、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進について示されています。

<児童生徒及び保護者の意識の高揚に粘り強く取り組みましょう！>

インターネット問題は、どの校種においても喫緊の課題です。様々な機関等から配布される啓発資料を活用して、児童生徒はもとより保護者にも情報モラル、情報セキュリティへの意識高揚を図っていきましょう。

## 学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

多くの児童生徒がSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用しており、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。家庭と協働して、正しいインターネット利用を促すことが大切であり、その基盤には人権が据えられる必要があります。

### 自他の人権についての理解と人権感覚の育成

児童生徒が、自他の人権が侵害されないためにはどうしたらよいか主体的に考えるとともに、他者のつらさや痛みを自分のこととして捉えることのできる人権感覚を身に付けることが大切です。

人権感覚を育むには、「協力・参加・体験」を中核とした「体験的な学習」が効果的です。

「体験的な学習」をする際は、体験後のリフレクションやシェアリングの時間を設けることが大切です。



### アセスメントと相談体制の構築

日頃からのアセスメント（児童生徒の心身の状況を確認し把握すること）がとても重要です。児童生徒を見つめ、ささいな変化も見逃さないことが大切です。問題の解決に当たっては、学級担任や養護教諭等が一人で抱え込むことがないように、チームで取り組みましょう。

参考 令和4年度版「なくそう差別 築こう明るい社会 陽だまり」



令和4年度版  
人権教育研修資料

みんなで考えよう！ ～有効な資料を活用して～

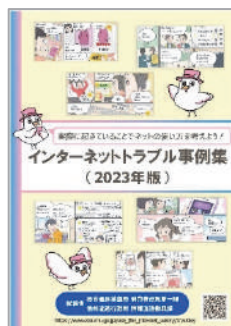
具体的な事例を基に、学び合ひましょう。



著名人に対する誹謗中傷など、インターネットと人権をめぐる現在の状況等を踏まえた内容になっています。



あなたは、大丈夫？  
考えよう！ インターネットと人権  
(四訂版)



インターネットの様々なトラブルについて、イラストを用いて分かりやすく説明しています。



インターネット  
トラブル事例集  
(2023年版)

# 北朝鮮当局による拉致問題等

12月10日から12月16日までの1週間  
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(国)(県)

あの海の向こうから聞こえる、家族の温もりを求め、助けを求める声に私たちは応えなければならない。

(薩摩川内市立祁答院中学校 羽島奈穂さん「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール2023 最優秀賞」)

ブルーリボン

拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示

【拉致問題とは】1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮当局が多くの日本人をその意思に反して北朝鮮に連れ去りました。北朝鮮当局は長年にわたり日本人拉致を否定していましたが、2002年9月、金正日国防委員長(当時)は、小泉総理(当時)との会談において、初めて日本人拉致を認め、謝罪しました。しかし、拉致された日本人のうち、日本に帰国できたのは5人とどまっています。5人以外の拉致被害者についても、政府はその速やかな帰国を北朝鮮当局に対して強く要求しています。

※ 現在、日本政府は北朝鮮に拉致された被害者として17人を認定

※ 拉致の可能性を排除できない者として873人(令和3年11月現在)に関して、国内外からの情報収集や捜査・調査を継続

8

1978年8月12日  
アベック拉致容疑事案

市川 修一 さん  
(23・鹿児島県)

増元 るみ子 さん  
(24・鹿児島県)

「浜に夕日を見に行く」と言って出かけたまま失踪。安否未確認。(北朝鮮は「心臓麻痺で死亡(市川さんは海水浴中)」と主張)



## 拉致被害者の失踪場所

■ 北朝鮮は死亡と主張  
■ 北朝鮮は入境を否定  
■ 帰国



「北朝鮮による日本人拉致問題 一日も早い帰国実現に向けて！」(拉致問題対策本部)から

この2人以外にも、本県に関係のある特定失踪者(拉致の可能性を排除できない者で特定失踪者問題調査会が独自に調査の対象としている公開失踪者)は11人です。家族会の方々は、県内各地で情報提供を求めるビラ配りや講演活動などを行い、多くの人が関心を持ち続けることが解決の糸口につながると訴え続けています。

## 拉致問題に関する法律等

### 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成15年施行)

この法律は、北朝鮮当局により拉致された被害者及び被害者の家族の支援に関する法律です。帰国被害者等の自立や様々な支援について明記されています。

### 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(平成18年施行)

国民的課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への関心と認識を深めること、実態の解明とその抑止を図ることを目的としています。

## 学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

Mom!

拉致被害者やその家族の人たちの思いに共感しながら、自分に置き換えて考える学習が求められます。その際の留意点として、「北朝鮮当局」による人権侵害であることを押さえ、現在北朝鮮に住んでいる人々や在日韓国人、在日朝鮮人への新たな差別を生むことがないように十分配慮する必要があります。

### ■ 学校で取り組む際の留意点

#### 【社会科】

- 基本的人権や社会権との関連  
「子どもの権利条約」の条項を基に、どこに違反しているか考える。
- 世界人権宣言との関連  
人間らしく生きる権利について考える。
- 国際社会の動向と我が国の果たす役割

#### 【特別の教科 道徳】

- 家族愛，家族生活の充実  
自分と家族の関わりについて考える。
- 公正，公平，社会正義  
見て見ぬふりや他人事とすることについて考え，寄り添おうとする判断力を育てる。

#### 【総合的な学習の時間】

- 拉致問題についての探究活動  
自分に何ができるか，何をすべきか考える。
- 子どもの権利をめぐる問題についての探究活動  
子どもの権利の現状や問題点を理解し，自分の生き方と結び付け，考えたことを表現する。

#### 【特別活動】

- 自他の個性の理解と尊重，よりよい人間関係の形成  
自他の権利を大事にし，よりよい生活を送るために大切なことを考える。

現在、内閣官房拉致問題対策本部は、学校教育における拉致問題に係る授業の在り方や授業展開について研修会を実施し、都道府県の取組の更なる充実を図っています。



アニメ「めぐみ」



拉致問題子ども向けパンフレット



#### <家庭、地域への啓発>

- ① 地域の実情を十分に把握して、取り扱う内容について検討し、家庭教育学級や地域住民を対象にした講演会等での啓発を実施する。
- ② 児童生徒向けの学習を紹介し、家庭でも拉致問題について話題にする。

アニメ「めぐみ」を視聴し、そこから様々な学習につなげることができます。ただし、視聴しただけ、資料を読んだだけ、講演会を実施しただけとならないよう、事前・事後の学習、他教科との関連等を年間指導計画に位置付けるとともに、児童生徒の受け止めを確認しながら学習を進めましょう。

#### 霧島市立横川中学校の取組から



横川中学校では各学年一つの人権課題を設定し、調べたことを全体で発表する学習に取り組んでいます。2年生は拉致問題について調べました。

毎日不安な生活を送っている人がいると分かり、自分たちにできることがないかを考えました。自分たちができることはたくさんあるし、自分に関係のないことではないと思います。

拉致は自由な人生を奪う深刻な人権問題ということを知りました。これからも拉致問題に対する理解を深めて、被害者の一刻も早い帰国を願っていきます。



# 性的指向・性自認

南大隅町立第一佐多中学校の取組から

「性の多様性」を尊重した学校づくりに取り組むことで、全ての生徒が自他を大切にできる学校を目指し、生徒が「性の多様性」を学ぶ機会を、意図的・計画的に設定しています。

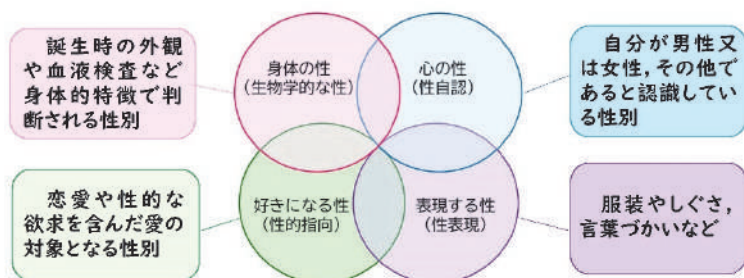


男女で違える必要のないものは同じにしてもいいと思う。

一人一人ちがっていい。誰に対しても優しく接したい。



## 性の在り方（セクシュアリティ）に関する基礎知識



性の在り方（セクシュアリティ）は様々で、これら性の要素の組合せにより、無数に存在します。

Sexual Orientation (性的指向)  
Gender Identity (性自認)  
Gender Expression (性表現)  
これらは、全ての人に関係する性に係る構成要素です。  
頭文字から「**SOGIE**」(ソジー)と言います、私たちの誰もが多様な性の当事者であることを表す重要な概念と言えます。

### 【性の在り方の要素から見た多様な性】

<b>L</b>	<b>レズビアン</b>	恋愛感情が同性に向く女性
<b>G</b>	<b>ゲイ</b>	恋愛感情が同性に向く男性
<b>B</b>	<b>バイセクシュアル</b>	恋愛感情が異性に向くこともあるが、同性に向くこともある人
<b>T</b>	<b>トランスジェンダー</b>	出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人

LGBTの他に、自分の性的指向・性自認が定まっていない、明確にできない、したくないクエスチョニング (Questioning)、恋愛感情の有無に関わらず、他者に性的にひかれることがないアセクシュアル (Asexual) などがあり、「LGBTQ」、「LGBTQ+」などと言うこともあります。

## 性的マイノリティに係る国の動き

### 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 (平成16年施行)

#### 自殺総合対策大綱改正 (平成24年)

性的マイノリティに対する教職員の理解や認識を深めることの重要性を明記

- 学校における性同一性障害に関する状況調査 (平成25年 文部科学省)
- 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について (平成27年 文部科学省)
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について (教職員向け) (平成28年 文部科学省)
- 児童養護施設におけるいわゆる「性的マイノリティ」の子どもに対するきめ細かな対応の実施等について (平成29年 厚生労働省)
- 生徒指導提要改訂 (令和4年 文部科学省)

性的マイノリティに関する課題と対応を明記

### 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 (LGBT理解増進法) (令和5年施行)

## 学校においては、どのように取り組めばよいのでしょうか？

- 全ての児童生徒が安心して生活できるように、**日常的な取組**が大切です。

Mom!

### <研修を重ねる>

- ・ 性的マイノリティについての理解の深化
- ・ 固定観念を払拭し、多様性を尊重する意識の高揚

### <セクシュアリティに係るネガティブな言動をしない>

- ・ 同性同士が密着して触れ合っている時に……
- ・ 服装や持ち物等を性別と関連付けて……

### <性的マイノリティへのアンテナを高くする>

- ・ 相談や訴えなどを行いやすい環境づくり
- ・ 全校体制でスムーズな支援や対応の実施

### <児童生徒への情報提供を行う>

- ・ 保健室等に関連図書を用意、啓発ポスターの掲示
- ・ 性的マイノリティに関する学習

- 平成 27 年 4 月に文部科学省が通知した「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」に基づき、個に応じた具体的な対応を進めることが重要です。

児童生徒の発達の段階や、学校の実情に応じて進めていくことが大切です。

### 【参考資料等】

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）



性的マイノリティに関する施策（文科省）

平成 31 年度版人権教育指導資料「仲間づくり」（県教委）



リーフレット「性的マイノリティへの正しい理解と認識を深めるために」（県教委）令和 5 年 3 月改訂



### 性の多様性に係る指導のポイント

#### 【小学校】

- ・ 「遊び」や「服装」等で「性別」を関連付ける場面が見られるので、一人一人異なる思いがあることを受け入れ、認め合おうとする態度や行動につなげる。（低）
- ・ 一人一人は多様な存在であり、「性別」という一つの属性でまとめることができないことに気付かせ、互いに認め合い、尊重し合う態度や行動につなげる。（中）
- ・ 「身体の性・心の性・好きになる性・表現する性」という四要素から、「性の在り方」は、複雑で多様であることを押さえ、性的マイノリティの当事者だけが特別ではなく、全ての人が、「多様な性の一員」であることを認識できるようにする。（高）

#### 【中学校】

- ・ 日頃から、自他のよさや違いを認め合うとともに、性的マイノリティの当事者を傷付けるような言動がないか等、互いに言い合える人間関係づくりに努める。
- ・ 友人から性的マイノリティの当事者に係る相談を受けた時には、本人の悩みや迷いに思いをめぐらすことができるようにする。

#### 【高等学校】

- ・ 性的マイノリティの当事者にとって励みになるような情報を話題として取り上げ、多様な性を受け入れる環境整備に努める。
- ・ 周囲が多様性の理解を深め、互いに尊重し合うことが、性的マイノリティの当事者が抱える生きづらさの解消につながることに気付かせる。

みんなで考えよう！

子どもの立場で考えてみましょう

### Q もし、自分が困っていたら

- ① 学校で誰に相談しますか？
- ② いつ相談しますか？
- ③ どこで相談しますか？
- ④ 相談した後は、どんな不安が残りますか？

児童生徒が悩みを相談するためには、相談しやすい環境や信頼関係が重要です。

性的指向・性自認

# その他の人権

## 刑を終えて出所した人等の人権

刑を終えて出所した人の中には、更生の意欲があっても、社会に強い偏見や差別意識があることから、親族であっても身元引受けが困難で、就労や住居の確保等に問題を抱えている人が少なくありません。退所後の適切な支援を受けられないまま、再び罪を犯す人もいます。



### “社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

犯罪や非行に陥る人を減らすためには、仕事、住居、福祉などの地域に根ざした支援が必要とされています。

またそれ以上に、過ちを犯した人を地域の中に受け入れ、見守り、支える、地域に暮らす人たちの温かいまなざしが重要です。

犯罪のない安全で安心な明るい社会を実現するため、立ち直りを支援する輪を広げていくこと。これが“社会を明るくする運動”の目指す未来です。

(法務省HP「社会を明るくする運動」から)



法務省「社会を明るくする運動」⇒

### 再犯防止推進白書（法務省）

#### 第4章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

「学校における適切な指導等の実施（施策番号58）」

- いじめの防止    ○ 人権教育    ○ 非行の防止
- 薬物乱用の防止    ○ 中途退学者等への就労支援



法務省「再犯防止推進白書」⇒

## 生活困窮者の人権

雇用環境の悪化や所得の低下、疾病等により経済的困窮に陥る人が増加しています。生活困窮世帯で育つ子どもの多くは就学や進学、就職に困難を抱え、それによって、貧困が世代間で連鎖することも深刻な問題です。

生活困窮者には、ホームレスも含まれます。ホームレスに至る原因は、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題等が複合的に絡み合っていることが多く、食事の確保や健康面の問題等を抱えています。



日頃から教職員の基本姿勢「Mom(見つめる・思いをめぐらす・向き合う)」で子ども一人一人を見つめ、ささいな変化に気付くことが大切です。

また、様々な行事や活動等を通して、家庭や地域とのつながりをもつことで、そこで生活をする子どもたちの真の姿が見えてきます。



「Momの基本姿勢」については、R4「なくそう差別 築こう明るい社会」の2ページ ⇒

## 人身取引

「人身取引」とは、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて、支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や性的サービス、労働などを強要する犯罪であり、重大な人権侵害です。



国においては「人身取引対策行動計画 2022」が策定されています。その中には、「学校教育等における取組」についても掲載されています。

### 6 人身取引対策推進のための基盤整備

#### (2) 国民等の理解と協力の確保

##### ② 学校教育等における取組

文部科学省において、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識等を高める教育の推進に努める。また、学習指導要領に基づき、自他の生命を尊重する心を重視した教育を推進する。さらに、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないための「生命(いのち)の安全教育」を推進していく。具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす取組を推進する。

また、インターネット利用を通じた子供の性被害防止に関するリーフレットを作成し、関係機関・団体や学校における活用を促すなど、性被害の防止に資する啓発を推進する。



人身取引対策  
行動計画 2022



「人身取引」に関する情報(政府広報オンライン)⇒

## 災害時の人権問題

大規模な震災や水害の被災地では、「災害弱者」と言われる特別な支援や配慮を必要とする高齢者や障害者、病気の人、妊産婦、乳幼児等への配慮が行き届かない状況が発生し、安全・安心が確保できないことが問題となります。さらに、避難を余儀なくされた人々に対する根拠のない風評や思い込みによる偏見、嫌がらせ、子どもへのいじめなども問題となります。



鹿児島県人権教育・啓発基本計画(2次改定)では、災害時の人権問題の施策の基本方向として次のように定めています。

- ① 災害発生時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進
- ② 人権に配慮した防災対策
- ③ 避難所における要配慮者への適切な対応
- ④ 被災者の生活支援

県HP「鹿児島県人権教育・啓発基本計画(2次改定)」⇒



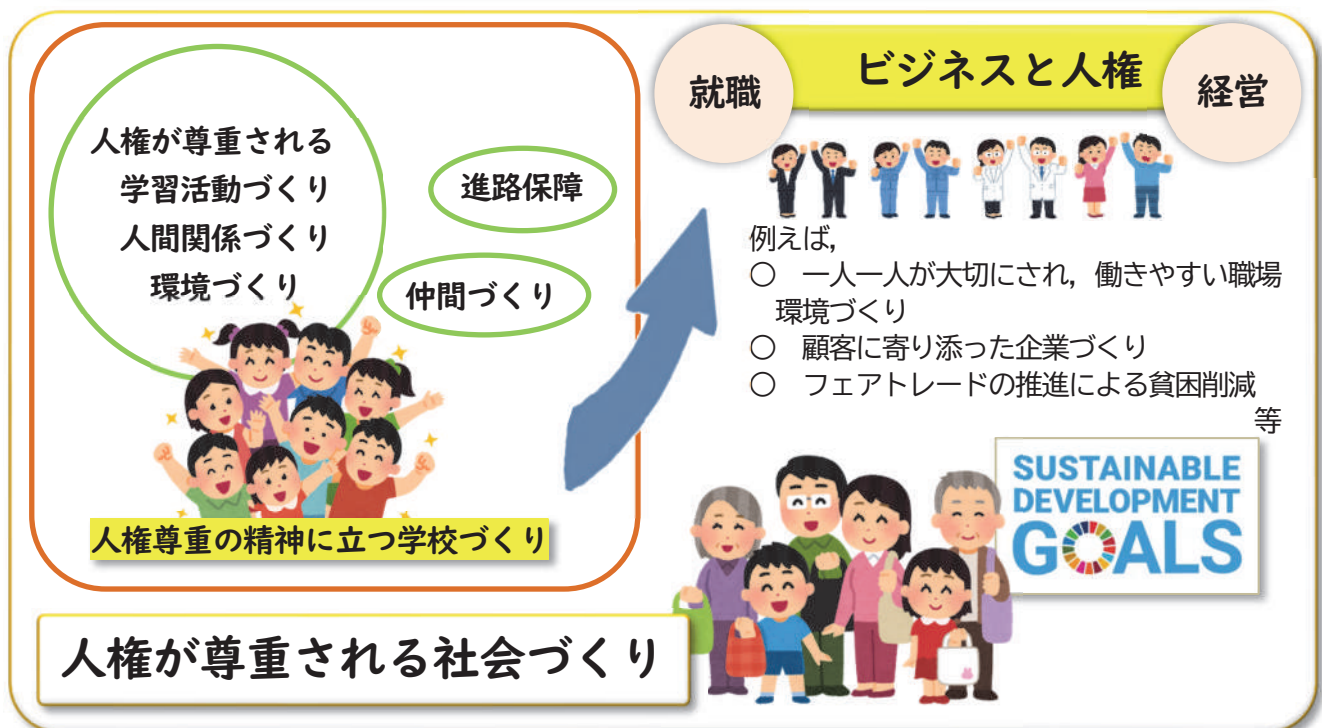
地域との連携を図った避難の在り方や、災害時の人権問題に関する学習に取り組むことが大切です。

# ビジネスと人権

## 誰一人取り残さない社会に向けて

下は、国が策定した「『ビジネスと人権』に関する行動計画2020－2025」（令和2年10月）に示されている全ての企業が取り組むべき事項の主なものです。

- 子どもの権利の保護・促進  
児童労働撤廃，児童買春に関する啓発，青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備 等
- 消費者の権利・役割  
エシカル消費<sup>※2</sup>の普及・啓発，消費者志向経営の推進，消費者教育の推進 <sup>※2</sup>社会や環境に配慮した消費行動
- 外国人材の受入れ・共生  
共生社会実現に向けた外国人材の受入れ環境整備の充実・推進
- 労働（ディーセント・ワーク<sup>※1</sup>の促進等）  
ディーセント・ワークの促進，ハラスメント対策の強化，労働者の権利の保護・尊重  
<sup>※1</sup>働きがいのある人間らしい仕事
- 新しい技術の発展に伴う人権  
ヘイトスピーチを含むインターネット上の名誉毀損<sup>きそん</sup>等への対応，AIの利用と人権やプライバシーの保護に関する議論の推進
- 法の下での平等（障害者，女性，性的指向・性自認等）  
ユニバーサルデザイン等の推進，雇用分野における平等な取扱い 等



「ビジネスと人権」が目指している「子どもの権利の保護・促進」や「法の下での平等」等の企業が取り組むべき事項は、人権が尊重される社会づくりやSDGsの達成に大きく関わっています。

学校においては、今後もこれまで同様、人権尊重の精神に立つ学校づくりを推進し、人権教育の更なる充実を図ることが、ビジネスと人権の確立に資することにつながります。

持続可能な社会の創り手の育成を目指している学習指導要領の趣旨を踏まえつつ、地域の実情や発達の段階に応じながら学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育を引き続き推進することが大切です。

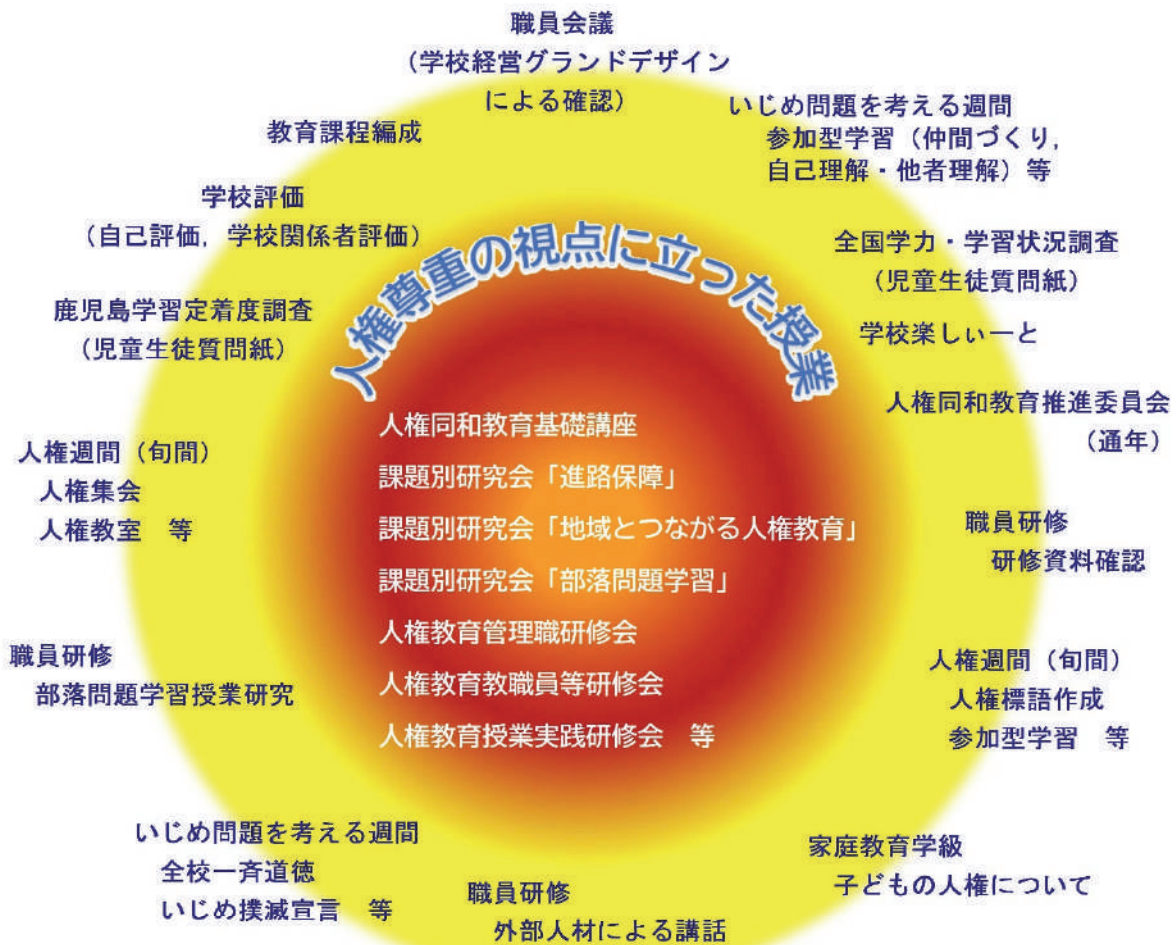
# 年間を通した人権教育推進のサイクルモデル

各学校では、人権に関わる概念や目指す学校像・児童生徒像を明確にし、教職員が共通理解した上で、年間を通して組織的・計画的に人権教育を進めることが大切です。

まず、年度当初の職員会議で校長が示す学校経営方針や学校経営グランドデザインで、人権尊重の視点に立った学校の在り方について全教職員で確認しましょう。

その上で、身近な人権問題を扱った学習に加え、いじめ問題を考える週間や人権週間等に実施する参加体験型学習、社会奉仕体験活動や自然体験活動等の体験活動、様々な人たちとの交流活動等を各学校の実態に応じて位置付け、自ら課題に気づき、豊かな人権感覚を備えた児童生徒を育成することを目指したいものです。

児童生徒や教職員の姿を定期的に点検・評価し、人権教育におけるカリキュラム・マネジメントを確立してください。



この図は県教育委員会HPからダウンロードできます。  
 ホーム > 教育・文化・交流 > 学校教育 > 人権同和教育 > 人権同和教育資料 > 年間を通した人権教育推進のサイクルモデル

# 主な相談窓口

## 女性の人権

- 【国】○ 女性の人権ホットライン:0570-070-810(全国共通)※法務局・地方司法局の本局につながります。  
女性に関する様々な問題(家庭, 仕事, 暴力被害, 健康など)
- 【県】○ 女性相談センター:099-222-1467  
日常生活を送るうえでの何らかの悩み(配偶者等からの暴力, 離婚問題, 家庭の不和など)
- 県男女共同参画センター相談室:099-221-6630, 6631(かごしま県民交流センター内)
  - DV相談:0120-279-889(全国共通)

## 子どもの人権

### 【国の機関や全国の団体】

- 24時間子供SOSダイヤル:0120-0-78310
- こどもの人権110番:0120-007-110(全国共通)
- 児童相談所全国共通ダイヤル:189 (最寄りの児童相談所につながります。)  
子育ての悩みがある時や虐待が疑われる時など
- 一般社団法人 日本いのちの電話連盟:0570-783-556(ナビダイヤル)
- チャイルドライン:0120-99-7777

### 【県内】

- 県警察少年相談窓口(ヤングテレフォン):099-252-7867(少年サポートセンター鹿児島中央駅分室)  
(ヤングメール):kp-youngmail@police.pref.kagoshima.jp  
家族が抱く子どもに関する悩み, 子ども自身のいじめや犯罪等の被害等を受けている悩みなど
- かがしま教育ホットライン 24:0120-783-574 099-294-2200
- 子ども・家庭110番(鹿児島児童総合相談センター):099-275-4152(子育て)
- 県発達障害者支援センター(県子ども総合療育センター):099-264-3720
- かがしま子ども・若者総合相談センター:099-257-8230(子ども・若者の様々な悩み事)
- 県総合教育センター:099-294-2820(特別支援教育研修課)



## 高齢者の人権

### 【県及び市町村等】

- 高齢者・障害者の人権あんしん相談:0570-003-110  
高齢者やその家族の方々の心配ごと, 悩みごとの相談
- 近くの地域包括支援センター, 福祉事務所, 在宅介護支援センター, 保健所・保健センターなどで認知症や介護に関すること等の相談を受け付けています。



## 障害者の人権

### 【県】

- 障害者くらし安心相談窓口  
・県庁障害福祉課(障害者権利擁護センター):  
099-286-5110
- ・大隅地域振興局地域保健福祉課:0994-52-2108
- ・大島支庁地域保健福祉課:0997-57-7222
- 障害者110番  
・県身体障害者福祉協会:099-228-6000

## HIV感染者の人権

### 【県】

- 県健康増進課:  
099-286-2730
- 各保健所
- ※ サポートセンターやNPO法人などの民間団体, 医療機関等も相談窓口を開設しています。

## 外国人の人権

### 【県】

- 外国語人権相談ダイヤル(鹿児島地方法務局):0570-090911
- 県外国人総合相談窓口:070-7662-4541



## ハンセン病元患者等の人権

### 【県】

- 県健康増進課:099-286-2720



## インターネット等による人権侵害

### 【国及び県】

- 県警察サイバー犯罪相談窓口:099-254-9110(警察相談専用電話)
- みんなの人権 110 番:0570-003-110 ※最寄りの法務局・地方法務局につながります。  
インターネットの悪用による人権侵害の相談

## 犯罪被害者等の人権

### 【県】

- (公社)かごしま犯罪被害者支援センター:099-226-8341
- 犯罪被害者等支援総合窓口:099-286-2523(県くらし共生協働課)
- 性暴力被害者サポートネットワークかごしま「FLOWER」:099-239-8787
- 性犯罪被害相談電話 110 番:#8103 0120-007-867



## 性的マイノリティに係る人たちの人権(児童生徒及び学校からの相談)

### 【県】

- 県教育庁人権同和教育課:099-286-5364
- 県男女共同参画センター相談室:099-221-6630(6631)
- 県精神保健福祉センター:099-218-4755(直通)



※ 近年、相談に対応する医療機関や当事者団体、NPO法人等も増えてきています。児童生徒については、学校が相談窓口としての役割を果たせるように、「相談しやすい環境と相談体制づくり」に努めましょう。

## その他人権に係る全般的な相談

### 【県内】

- みんなの人権 110 番:0570-003-110
- 鹿児島地方法務局人権擁護課:099-259-0684
- 鹿児島地方法務局霧島支局:0995-45-0064
- 鹿児島地方法務局知覧支局:0993-83-2208
- 鹿児島地方法務局川内支局:0996-22-2300
- 鹿児島地方法務局鹿屋支局:0994-43-6790

※ 相談窓口によっては、電話での相談だけでなく、電子メールでの相談を受け付けているところもあります。相談窓口を所管する機関等のウェブサイトをご覧ください。



## 人権に関する主な週間や記念日等

学校においては、各人権課題に関する主な週間や記念日等を研修計画や指導計画、学校だより等に記載し、人権課題と関連付けて研修や指導、啓発に取り組みましょう。

4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界自閉症啓発デー（4月2日）</li> <li>若年層の性暴力被害予防月間〈国〉</li> <li>いじめ問題を考える週間〈県〉 （1学期（前期）のできるだけ早い時期の1週間）</li> </ul>	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ問題を考える週間〈県〉 （2学期（前期）のできるだけ早い時期の1週間）</li> <li>老人の日〈国〉（9月15日）</li> <li>老人週間〈国〉（9月15日～21日）</li> <li>手話言語の国際デー（9月23日）</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉週間〈国〉（5月5日～11日）</li> </ul>	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際高齢者デー（10月1日）</li> <li>犯罪被害者支援の日〈国〉（10月3日）</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症予防の日〈国〉（6月14日）</li> <li>らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日〈国〉（6月22日）</li> <li>ハンセン病問題を正しく理解する週間〈県〉 （6月22日を含む日曜日から1週間）</li> <li>男女共同参画週間〈国〉（6月23日～29日）</li> </ul>	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待防止推進月間〈国〉</li> <li>女性に対する暴力をなくす運動〈国〉〈県〉 （11月12日～25日）</li> <li>世界こどもの日（11月20日）</li> <li>犯罪被害者週間〈国〉（11月25日～12月1日）</li> <li>鹿児島レッドリボン月間〈県〉 （世界エイズデーを中心とする1か月間）</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間〈県〉（7月25日～31日）</li> </ul>	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界エイズデー（12月1日）</li> <li>障害者週間〈国〉（12月3日～9日）</li> <li>人権週間〈国〉（12月4日～10日）</li> <li>人権デー（12月10日）</li> <li>北朝鮮人権侵害問題啓発週間〈国〉 （12月10日～16日）</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権同和問題啓発強調月間〈県〉</li> <li>世界の先住民の国際デー（8月9日）</li> <li>全国一斉「子どもの人権110番」強化週間〈国〉 （8月末の1週間）</li> </ul>		3月

### 【参考・文献等】

- 文部科学省：（平成20年3月）「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」
- 文部科学省：（令和3年3月，令和5年3月改訂）「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 補足資料」
- 法務省：（令和3年3月）「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応 詳細版 『ビジネスと人権に関する調査研究』 報告書」
- 犯罪対策閣僚会議：（令和4年12月）「人身取引対策行動計画2022」
- 法務省・文部科学省：（令和5年6月）「人権教育・啓発白書」
- 法務省：（令和5年9月）「人権の擁護」
- 法務省：（令和5年12月）「令和5年版再犯防止推進白書」
- 公益財団法人日本ユニセフ協会ウェブサイト
- NHK福祉情報サイト ハートネット
- 江連恭弘・佐久間建監修：2023「13歳から考えるハンセン病問題 差別のない社会をつくる」かもがわ出版
- 北海道教育庁：アイヌの人たちの歴史・文化等に関する啓発資料



鹿児島県

所 属	名 前

※ 本資料は、これまで配布した資料と併せて、研修資料として継続的に活用してください。